

ご存じですか？ 高額医療・高額介護合算制度

問 福祉課 保険年金係

☎ 92-7934

佐賀県後期高齢者医療広域連合

☎ 0952-64-8476

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

☎ 81-3315

■ 高額医療・高額介護合算制度とは？

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費等を除く）を合計し、負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

基準日（令和5年7月31日）現在、国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している方のうち、高額医療・高額介護合算制度の支給対象と思われる世帯には、2月下旬に申請の案内を送付しますので、福祉課保険年金係まで申請してください。

支給額：医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費、高額介護サービス費を差し引いた額）を合算した額から下表の【世帯の負担限度額（令和4年度分）】を差し引いた額が支給されます。ただし、支給額が500円を超えない場合は支給されません。また、特定福祉用具購入費、住宅改修費、食費・居住費、差額ベッド代等の保険外費用は合算対象になりません。

【世帯の負担限度額（令和4年度分）】

後期高齢者医療保険または 国民健康保険（70～74歳） + 介護保険		国民健康保険（70歳未満） + 介護保険	
区分	限度額	区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円	所得が901万円を 超える	212万円
課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円	所得が600万円を 超え901万円以下	141万円
課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円	所得が210万円を 超え600万円以下	67万円
一般（注1）	56万円	所得が 210万円以下	60万円
低所得Ⅱ（注2）	31万円	住民税非課税世帯	34万円
低所得Ⅰ（注3）	19万円		

- ・注1
一般とは、課税所得が145万円未満で、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の方です。
- ・注2
低所得Ⅱとは、住民税非課税世帯の方です。
- ・注3
低所得Ⅰとは、住民税非課税世帯の方で、世帯全員の所得が一定以下（年金収入80万円以下等）の方です。

※令和4年8月から令和5年7月までの12か月間が合算対象期間になります。

※区分は、基準日（令和5年7月31日）現在における加入医療保険での高額療養費の区分を適用します。

◆下記に該当する方には、申請の案内ができない場合がありますので、上記の制度内容を参考にして支給対象となるか確認してください。

合算対象期間（令和4年8月～令和5年7月）に、

- ・転入や転出、町内転居、世帯分離等の世帯の異動をされた方
- ・後期高齢者医療の資格を喪失された方
- ・他の健康保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に移られた方

【時効についての留意点】

高額介護合算療養費は基準日の翌日から2年を経過すると時効となり、支給ができなくなります。申請は基準日の翌日から2年の間に行ってください。

顔認証マイナンバーカードが開始されました

問 住民課 住民係 ☎ 92-7932

顔認証マイナンバーカードとは？

顔認証マイナンバーカードとは、暗証番号の設定を不要とし、「健康保険証」や「本人確認書類（券面の顔写真や氏名、住所、生年月日、性別等）」としての利用に限定したマイナンバーカードです。

申請できる方・取得方法

顔認証マイナンバーカードの取得を希望される方が対象で、本人または代理人が手続きを行ってください。

カードお受け取りの際や、カードを取得済みの方は随時切り替えができます。また、設定後に通常の暗証番号を設定するカードへ戻すことも可能です。

利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用
- ・本人確認書類としての利用（券面の顔写真や氏名、住所、生年月日、性別等）

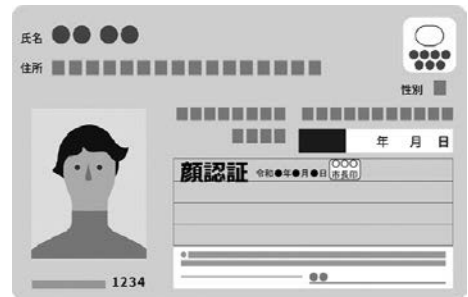
利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・コンビニ交付（住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等）
- ・その他オンラインサービス、暗証番号が必要なサービス

保険証として利用する場合

本人が健康保険証利用の申込を希望し、市町村職員による利用登録手続きに同意いただける場合、顔認証マイナンバーカードの設定時に健康保険証利用の申込みを行います。

※既にマイナンバーカードをお持ちの方は、事前に健康保険証の利用申込みをしてから顔認証マイナンバーカードの申請にお越しください。



男女共同参画通信

Gender Equality & Diversity

男女共同参画の視点からの 防災対策

問 まちづくり課 協働推進係 ☎ 92-7935

第二次基山町男女共同参画推進プランでは、「平常時からの防災・復興にかかる男女共同参画の推進」を掲げています。

・防災リュックを準備しよう

いざというときに必要なものをまとめた「防災リュック」は必ず備えておきましょう。水や食料など老若男女問わず共通して必要な物のほかに、生理用品・乳幼児用品・介護用品・服用中の薬など、それぞれで異なる必需品の確認も行いましょう。すでに準備している人も、消費期限などが古くなっているものがないか年に1度は中身を更新するのが大切です。

災害時には、平常時における社会の課題がより一層顕著になって現れます。普段から、男女が互いに支えあう地域づくりに努めましょう。

・避難所運営には全員の力が必要です

もし、被災して避難所で多くの人が生活することになったとき、避難所の運営にはその場にいる全員の協力が必要です。女性用品は女性から配布ができるよう配慮したり、国籍や宗教などの各人の特性に合わせた対応が必要になります。一方で、多様な意見が反映されるように、運営責任者には男女両方が参画することや、食事の準備や片付け、清掃などには男女を問わずできる人が当たるなど、性別や年齢によって役割を固定化しないことも大切です。

・男女共同参画の視点を取り入れた
災害時避難所運営の手引き



・女性の視点を活かした防災ミニ
ブック（福岡市）

